

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人もみの木福祉会

2 指導監査実施年月日 令和3年1月18日（月）

3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I-5(3) 職務・義務	<p>社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第101条より、監事の義務として、理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないとされている。</p> <p>令和元年6月24日開催の理事会において、監事の出席が議事録から確認できず、監事の出席の必要性について認識されていなかった。</p> <p>今後、理事の職務の執行を監査する監事の役割を踏まえ、理事会への出席義務を履行できるようにすること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条</p>	
I-3(2) 評議員会の招集・運営	<p>社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時等を定め、評議員に通知しなければならない。</p> <p>令和元年9月30日及び令和2年3月26日開催の評議員会の招集通知について、評議員会の日時等を定める理事会の前に発出されており、日時等の招集通知に記載しなければならない事項について理事会の決議が必要であることを認識されていなかった。</p> <p>今後、評議員会の日時等を定めた理事会後に評議員会の招集通知を発出すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条 社会福祉法施行規則第2条の12</p>	

<p>Ⅲ－３（２） 規程・体制</p>	<p>社会福祉法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきである。</p> <p>経理規程第７条第６項より、会計責任者は、出納職員を監督する立場であるが、貴法人において会計責任者が出納職員を兼務していた。</p> <p>今後は、会計責任者と出納職員との兼務を避け、内部牽制に配慮した体制を整備すること。</p> <p>根拠法令等 経理規程第７条第６項 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成２８年３月３１日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長他連名通知）（以下、「運用上の留意事項」という。）１の（１）</p>	
<p>Ⅲ－４（４） その他</p>	<p>貴法人定款第３６条において、公益事業として日中一時支援事業の設置経営を行うことが示されているが、法人登記簿の目的等に登記が行われていなかった。</p> <p>社会福祉法人は、登記事項に変更が生じた場合は２週間以内に変更登記を行わなければならない。については、速やかに所要の手段を実施すること。</p> <p>本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 組合等登記令第３条第１項</p>	